

松本市子どもの権利擁護委員

こころの鈴 活動報告書 2015



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

松本市では、平成 25 年 4 月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文より】

# はじめに

子どものための権利擁護機関「子どもの権利相談室 こころの鈴」が平成25年7月に活動を始めてから2年8ヶ月が経ち、ここに平成27年度の活動を報告いたします。

各種関係機関の皆様におかれましては、子どもの権利へのご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

今、子どもたちが抱える問題は、いじめや不登校、虐待や貧困、そして発達の課題など、多岐に渡っています。様々な機関が支援の手を差し伸べ、多くの大人が子どもたちの生活や学校環境を改善しようと努力しています。

しかしながら、子どもは、保護され成長発達する権利と同時に、自らの意思で行動し主体的に生きる権利を生まれながらに持っています。ともすれば大人は子どもたちに自らの価値観を押し付け、大人の意思によってコントロールし、一人の人として尊重することを忘れがちです。

松本市子どもの権利擁護委員は、子どものこころや声に寄り添うことで見えてくる社会の歪みを感じながら、子どもの利益を最優先に、周りの大人は何をしていけばよいのかを考えていきます。

私達は、すべての子どもが安心して自分らしく主体的に生きられることを願っています。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

# も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員よりメッセージ	1
II	松本市子どもの権利擁護委員制度について	5
III	相談状況、調整活動について	9
IV	申立て・自己発意について	18
	参考資料：平成 25 年度、26 年度、27 年度 相談実績（延件数・実件数）	
V	広報・啓発活動	23
VI	研修・会議	31
VII	松本市子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員よりメッセージ	33

参考資料	松本市子どもの権利に関する条例	
	松本市子どもの権利に関する条例施行規則	
	平成 27 年度 名簿／平成 25 年度・26 年度 名簿／事務局	

## I 子どもの権利擁護委員より メッセージ

---

「子どもが安心して過ごせるには」

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

先日の新聞に、「いじめ『見られず』と学校 中2女子飛び込み」という記事がのっていました。この記事だけでは真相はわかりませんが、学校が自死した生徒の悩みに気づけなかったという新聞記事は結構目にします。

教師と児童・生徒という立場への意識が目を曇らせるのかもしれませんが、視線を子どもと同じ位置まで下げ、同じ人格をもった人間として接したいと思います。

これとは逆の例ですが、最近、福田ますみ著「モンスターマザー長野・丸子実業『いじめ自殺事件』教師たちの闘い」という本を読みました（新潮社2016年）。

こちらは丸子実業高校（当時）の1年生が不登校の後に自死した事件で、遺族は運動部内のいじめ等を主張して、学校等を相手に民事訴訟を起こし、校長を殺人罪等で刑事告訴したというものです。結果はいじめが否定されました。

この事件で驚くのは、人権擁護の活動で評価の高い弁護士や社会的影響力のあるルポライターが、保護者の話を真に受けて保護者側に立ち、いじめがあったのに学校側がこれを認めず、逆に登校を強要して自死に追い込んだとして学校側を弾劾し、裁判でいじめが存在しないことが明らかになった後も、その立場を替えなかったことです。

弁護士もルポライターも、保護者の話をうのみにせず、相手方の主張や証拠を見て、子どものおかれていた状況を理解しようとするれば、真実を理解できたのではないかと思います。最大の被害者はその子どもです。

教師、人権問題の専門家としての立場、大人としてのプライドや経験、思いこみを捨て、子どもとしっかり向き合うことがいかに必要か、これらの例は教えています。

松本市子どもの権利に関する条例は、子どもに対し、自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していく権利を保障しています（条例第4条第1号）。

最も大事なことは、対象となっている子どものために何が必要か、何ができるかを大人が子どもと一緒に考えることです。教師も弁護士らもこれを忘れていたのではないのでしょうか？

こころの鈴に電話をしてくる子どもからは、誰も悩みを理解してくれない、聞いてもらって助かった、電話だけの相談ではどこかに行ってしまうと思ったが訪問相談をしてくれたので思いをとどまった、等々の話が聞かれます。私たちは自分に引きつけて理解しようとしてしまい、子どもの気持ちをしっかり聞きとれていないのではないのでしょうか。こころの鈴は、まず子どもの気持ちを聞ききることに徹したいと思います。

しかしこころの鈴のユニークな点は、現実の救済が後ろに控えていることです。

調査相談員は、松本市の他の部局や学校、児童相談所、警察署、その他と連携して双方の関係を調整します。子どもの権利擁護委員は、その調整で解決不可能な案件を扱います。

このような制度は、基礎自治体では県内唯一です。長野県には平成 27 年 4 月から同様の機能をもった子どもの支援センターが発足しましたが、こころの鈴の場合は、基礎自治体だからこそ、きめ細かな対応が可能です。

3 年を経過して、ようやく態勢が整ってきました。

松本の子どもたちが、自分らしく振舞い、安心して日々を過ごせるようになり、大人になっても松本に住みたいと思えるような街を作っていきたいと思います。

皆さま方のご理解とご協力が是非とも必要です。よろしくお願いいたします。



---

## 「権利を意識することで大人の成長を」

子どもの権利擁護委員 平林 優子

1994年に「子どもの権利条約」が日本で（世界では158番目）批准されて20年以上たちました。その時生まれた子どもたちはすでに成人しています。批准とは、条約が実現するように、様々な法律やしくみをつくることを約束したということですから、日本中の子どもに関わる機関や団体の活動が、それを認識し、実現していることが目に見えてもおかしくない年月だと思います。「松本市子どもの権利に関する条例」は、「子どもの権利」という視点を通して「すべての子どもにやさしいまち」であろうと宣言しています。松本市は、日本が世界に約束したことを、子どもの権利を守るしくみを整えるという形で実行しようとしています。この条例の前文の中で、子どもにとってそれはどんなまちなのかを6つ説明しています。私はこの6つがとてもすてきだ！と思っています。このまちで過ごし、成長し、いろいろな個性を持った子どもたちが生き生きしている姿を想像して、心が明るくなるような気がします。このまちの姿を描くと、逆の状況の時には、「おや？おかしいぞ、そうっていないのではないかな？」と敏感になれそうです。

「こころの鈴」は、子どもの権利を守る、1つの窓口として作られました。たぶん勇気をもって発信したであろう、そのひとつひとつの相談を大切な時間と考えて、相談員の方々は、お子さん自身や相談者の方の心に寄り添い、どんなことを本当に話したいのか、何が大事なことなのか、一緒に探しあてる努力をされています。実際に解決の糸口を探せる活動も積極的にしています。誰がどのように動けば、相談者の方あるいはお子さん自身が解決の力を持つことができるのかを、検討し活動しています。相談員と権利擁護委員の会議では、ひとつひとつの相談から、子どもの権利を守るために何が必要なのかを検討します。討議の中で、子どもの権利を考える上で、大事なことは何かを私自身も探す力を得ているように思います。

権利擁護委員の仕事を通して、子どもの権利を守るという中で、特に忘れてはいけないなと思うことがだんだん私の中でクローズアップされてきました。もちろん大事な権利がたくさんあります。例えば「健康が守られる」、「教育を受けられる」「親と一緒にいられる」といったことが脅かされたときには、「子どもの権利」に関わるぞ、とわかりやすいと思います。また「愛されると感じる」「他の人とつながっていると感じる」という権利も複雑で難しい状況の中にあっても、アンテナが働きます。人が生きる上で基盤になる感覚だと理解できるからです。

ところが、「子どもが参加する権利」、「情報を得る権利」、「考えを言う権利」を認め、そう行動するというのは、頭で理解していてもなかなか難しいなと思います。もちろん、子どもが自分で考え、行動し、発言することが大切なことはわかっていますので、「発言すべき機会」「自分で考えてもらいたい場面」「自発的に行動してほしい時間」（と大人が思う）には、子

どもたちに積極的に発言し自発的に行動してほしいと思い、大人もサポートします。問題は、そう意識していない状況です。「子どもにはその権利がある」とちゃんと意識しなければ、流してしまったり、蓋をしてしまいやすいように思います。子どもは、まだ多くを大人から学んでいます。勉強だけでなく、社会のルールも、生活の仕方も、マナーも、さまざまなことを学びます。多くの大人は子どもによいと考えることを一生懸命教えていますし、子どもにとってよい環境を整えようと努力します。そして子どもが大人の考えるようになってほしい、やってほしいなと願います。大人は多くの経験から、「これがよい」と思うことを体感しているので、ある程度自信ももっています。そこからずれるような子どもの言葉が聞こえ、行動が見えるとき、大人は「どうして？子どものためにやっているのに」と思い、「早くよい道に戻してあげなくちゃ」と考えます。「先に子どもの考えを聞こう」とか、「子どもがなぜいやだと思っているのかを聞いてみよう」と思う前に、どうやって子どもを正しい道にもっていかせるかと、一生けん命考えてしまいます。

ほんとうは心の奥底で、「あれ？子どもは何かひっかかっているのかな？立ち止まろうか？」とか、「子どもなりに何か考えているのか聞いてから決めようか」とか「子どもの気持ちがわかるように、子どもに近づいてみよう」とちょっぴり思っているのかもしれませんが、それを実行すると、どう進むのか先が見えない感じがしますし、時間もかかりそうです。それに大人が迷ってしまっただけではいけない気がしてしまいます……。大人は揺いでしまうのが怖いかもしれません。

ある日、大人は子どもが他の子どもに自分の考えを話しているのを聞きます。友達同士だと自由に語れますから、のびのびと考えを話しています。それを傍から聞いていて、ハッとします。そんな考えだったのか。ちゃんと理由があったんだ。その場ではうまく説明できないだけだったんだ……。その時、大人は「子どもの権利」をようやく思い出すというわけです。

今、“大人”と書きましたが、それはイコール“私”です。権利擁護委員という役割につかせていただいています、日々は反省すべきことばかりです。

「子どもがそれぞれにわかるように説明し、情報を得られるようにする」「子どもが自分に関わる決定に参加する機会を提供する」「子どもが意見を言うことに耳を傾ける」「子どもの持つ力を信じる」といったことは、意識してもかなり難しいことですから、子どもに向かい合う努力が必要です。そう努力をしている大人の姿をずっと見ることができれば、子どもたちも自然に「自分がひとりとして認められている」という感覚を持ち、大人のようにしたい、なりたいという気持ちになるかもしれません。時には大人が子どもにとってよかれと思って作っているルールを見直し、大人が子どもの権利を守ろうと努力し成長することで、子どもたちも自分たちの権利と責任に気付き、自律し成長する可能性につながるのではと、毎日反省を続けながら思っています。





## Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

### 1 設立の経緯

松本市では、平成 21 年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成 25 年 4 月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第 1 条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができると約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第 15 条、第 16 条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第 12 条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成 25 年 4 月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成 25 年 7 月 17 日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

### 2 松本市子どもの権利擁護委員について

#### (1) 職務（条例第 17 条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

#### (2) 公表（条例第 18 条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

#### (3) 尊重（条例第 19 条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

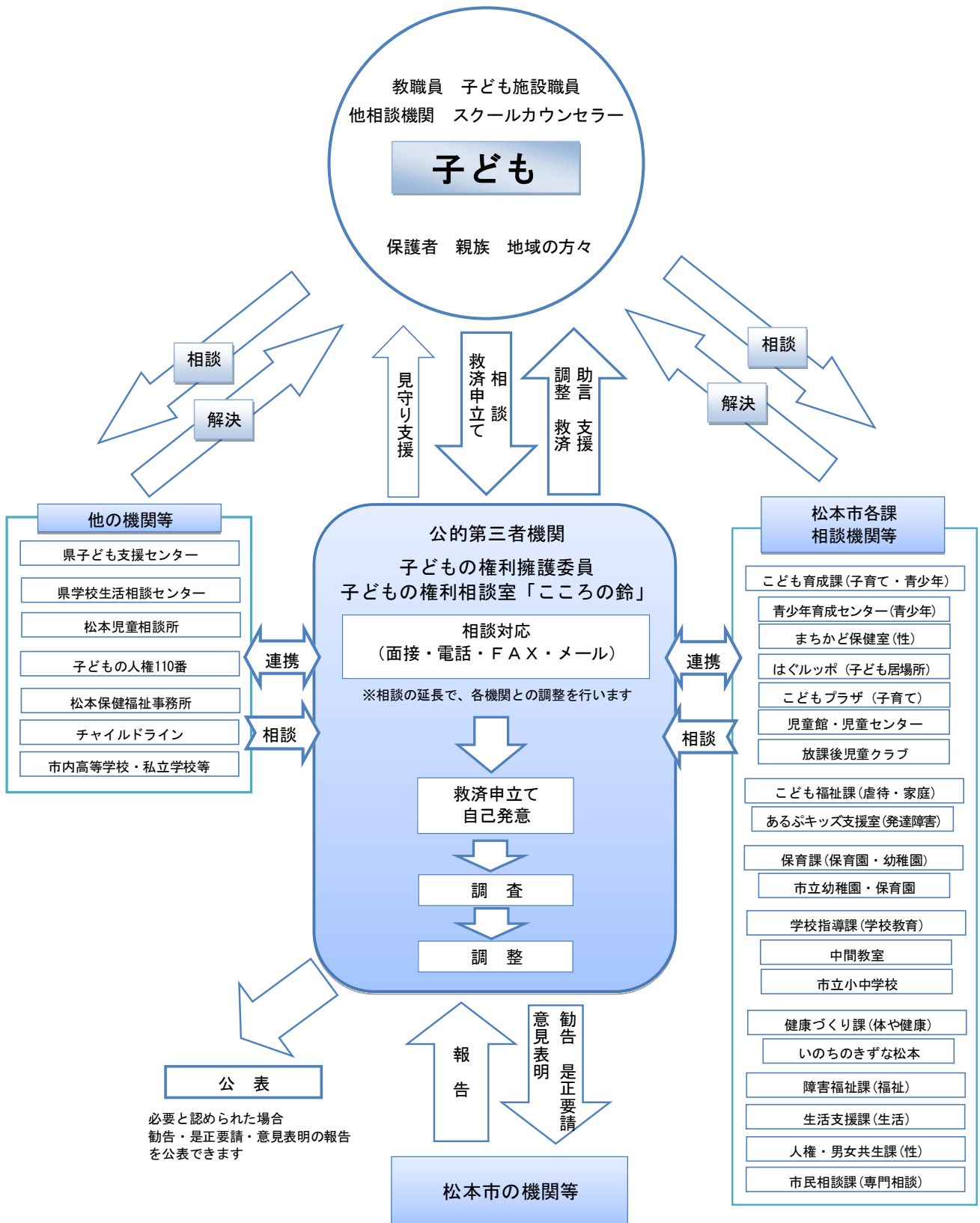
#### (4) 勧告などの尊重（条例第 20 条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

### 3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成 25 年 7 月 17 日
場 所	〒390-0874 松本市大手 3 丁目 8 番 13 号 松本市役所大手事務所 2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利擁護委員 2名 定数は3名。子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任は妨げるものではありません。</li> <li>● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。</li> <li>● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。</li> </ul>
相談・救済の 基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。</li> <li>● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。</li> <li>● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。</li> <li>● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。</li> <li>● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。</li> </ul>
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている 18 歳未満の子ども 18 歳、19 歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月曜日～木曜日・土曜日 午後 1 時～6 時</li> <li>● 金曜日 午後 1 時～8 時</li> </ul>
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 面 接 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。</li> <li>● 電 話 0 1 2 0 - 2 0 0 - 1 9 5（フリーダイヤル）</li> <li>● F A X 0 2 6 3 - 3 4 - 3 1 8 3</li> <li>● メール kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp</li> </ul>

## 4 相談・救済の流れ





### Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は下記のとおりです。

#### 1 年間相談件数

平成27年度の相談受付は延べ件数\*<sup>1</sup>368件、実件数\*<sup>2</sup>140件でした（表1）。

平成27年度は前年度に比べて、延べ件数が238件（前年度比2.8倍）、実件数が64件（前年度比1.8倍）増加しました。

また、1件の相談に関しては、平均2.6回（前年度1.7回）の相談がありました。

今年度は、相談室の体制を強化し丁寧な対応を心がけ、周知活動等に力を入れた結果、大幅に相談件数が増えました。

年 度	期 間	相 談			
		延べ件数	実件数		
			計	内:新規	内:前年度継続
平成25年度	平成25年7月17日～平成26年3月31日	170	56	56	0
平成26年度	平成26年4月1日～平成27年3月31日	130	76	75	1
平成27年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日	368	140	136	4

表1：平成25年度・26年度・27年度 年度別相談件数

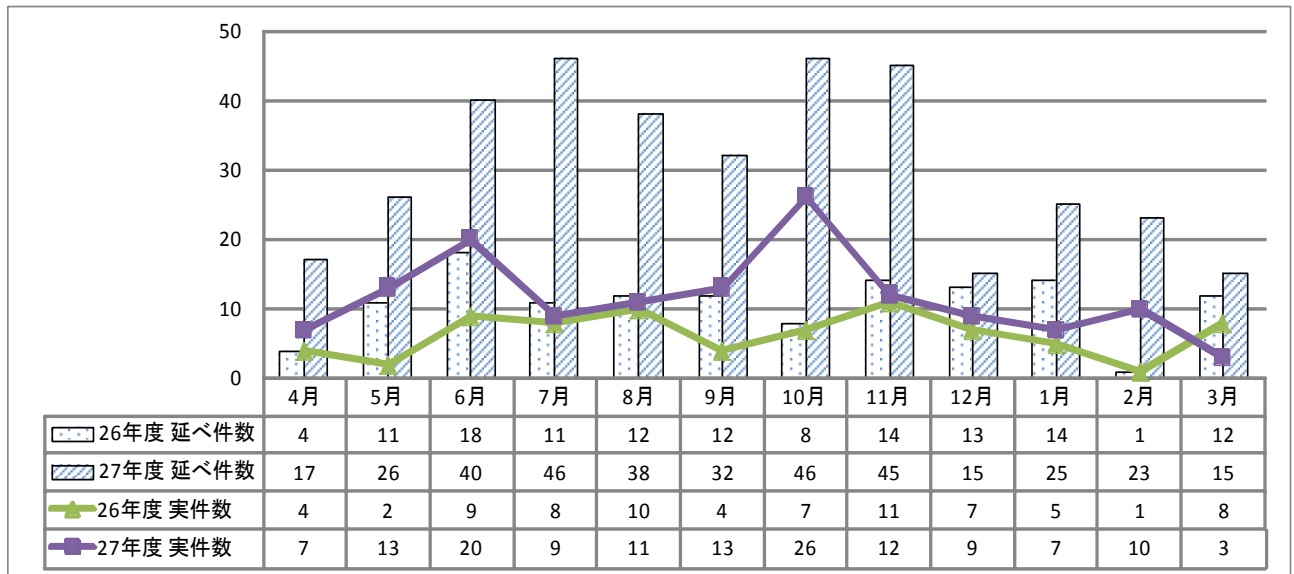
\*1 延べ件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延べ4件と数えます。

\*2 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

## 2 月別相談件数

平成 27 年度の月別相談延べ件数は 7 月が 46 件、10 月が 46 件、11 月が 45 件と多く、また 4 月が 17 件、12 月が 15 件、3 月が 15 件と少なくなっています（図表 1）。

これは、6 月から 7 月にかけて相談室周知用カードとニュースを小中学生に配布したことと、9 月には相談室周知用カードとニュースを高校生に配布したことが影響していると考えられます。



図表 1 : 平成 26 年度・27 年度 月別相談件数（延べ件数・実件数）

### 3 相談者

平成 27 年度の延べ相談者数\*<sup>3</sup>は 393 人です（図 1）。

子どもが 145 人（37%）、大人が 244 人（62%）、不明が 4 人（1%）で、大人の割合が高く、特に母親 201 人（51%）からの相談が多いのが特徴です。少数ですが、大人のその他は 14 人（4%）で、学校関係者 3 人、他相談機関 3 人も含まれています。

子どもの詳細は、小学生 24 人（6%）、中学生 74 人（19%）、高校生 47 人（12%）となり、中学生からの相談が多くなっています。

初回の相談者は 140 人で、子ども 58 人（41%）、大人 78 人（56%）、不明 4 人（4%）となっています（図 2）。

今年度は中学生や母親が継続して相談を行っていることから、延べ相談者詳細と初回相談者詳細の相談者の割合の差異が出ていることが考えられます。

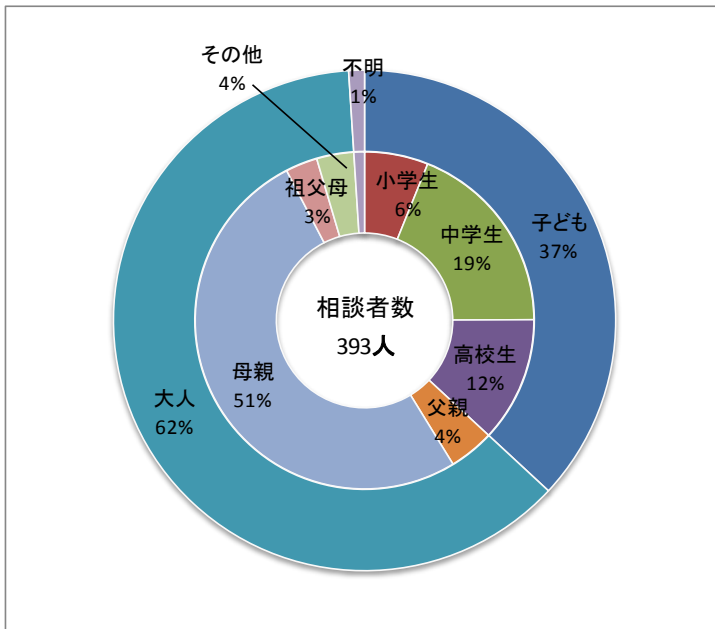


図 1：延べ相談者詳細

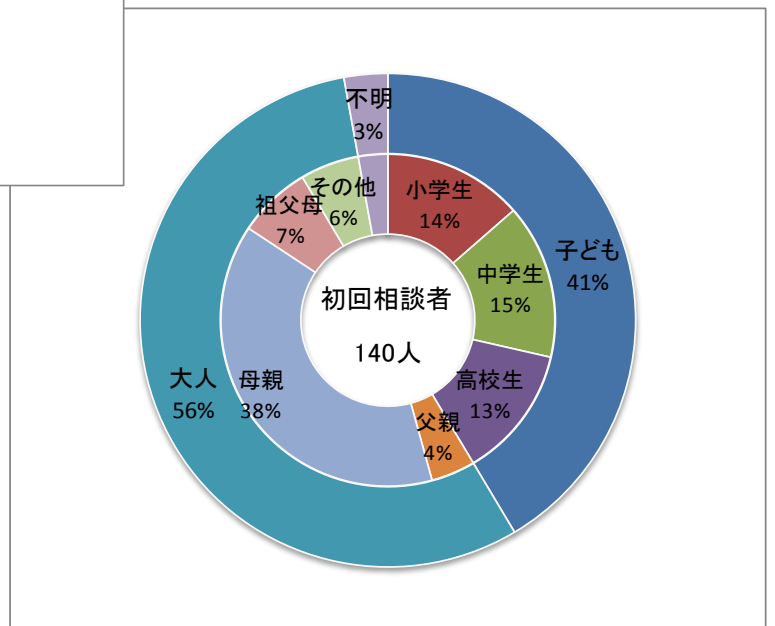


図 2：初回相談者詳細

\* 3 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延べ件数との違いは、たとえば、1 件の相談に複数で相談するなどがあるためです。子どもは学識別に分類しています。

## 4 相談対象

相談延べ件数に対する相談対象\*<sup>4</sup>の割合は、中学生が195件（53%）で一番割合が高く、続いて高校生が71件（19%）、小学生50件（14%）となっています（図3）。未就学児の割合が低く、小さなお子さんを持つ保護者への周知が課題となっています。

相談延べ件数の大人の場合は（図4）、相談延べ件数の相談対象と同様に、中学生121件（55%）と割合が高くなっています。自分自身の相談（大人）も45件（20%）となっています。

相談対象に中学生の割合が高い理由としては、中学生は児童から青年への移行期であり、心身ともに大きく変化し、不安感が高まり、人間関係等の課題が明らかになることが考えられます。

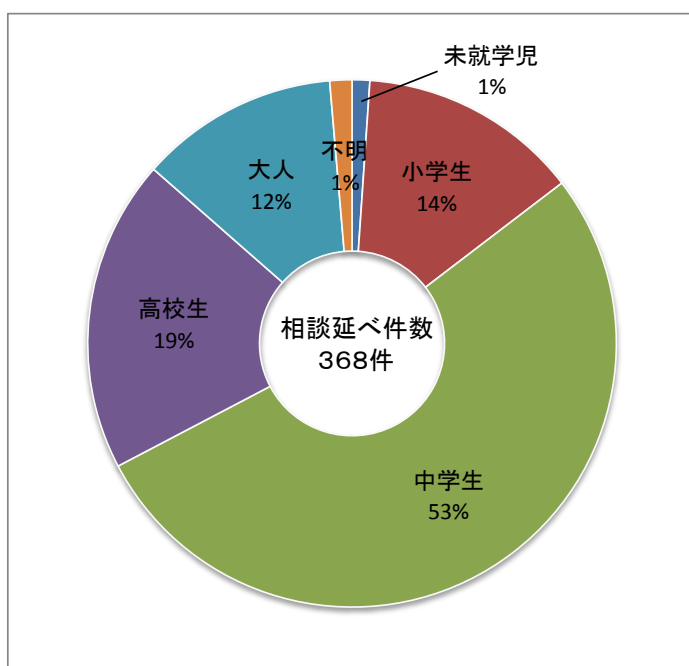


図3：相談対象者（延べ件数）

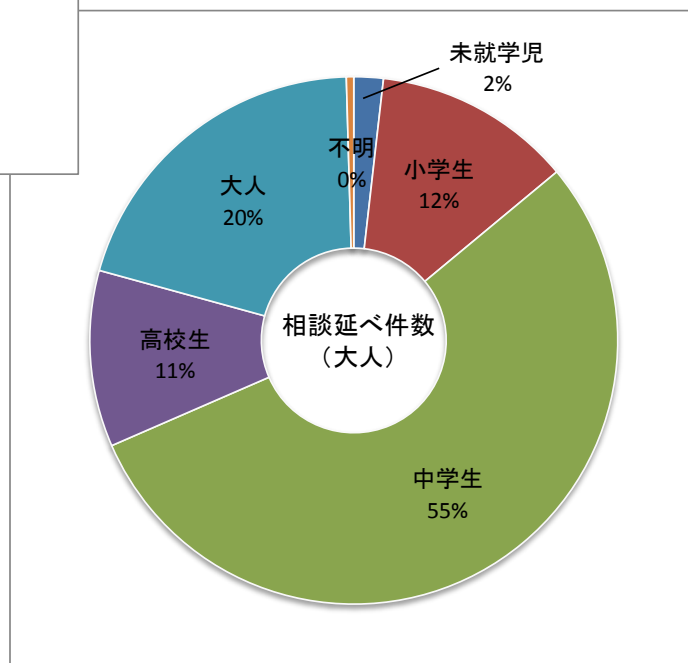


図4：相談対象者（大人）

\* 4 相談対象 … 相談対象者を学識別に分類しています。子ども（小学生、中学生、高校生等）は概ね本人が相談対象であり、大人（保護者等）は、対象者を学識別に分類します。



## 5 相談内容

### (1) 子どもの相談内容

子どもの相談内容は、交友関係 34 件 (24%) が最も多くなっています (図 5)。

続いていじめ 16 件 (11%)、教職員等の指導・対応 14 件 (10%) です。

子どもたちは、学校等での友人関係や、先生との関係などに悩む傾向があり相談につながっています。

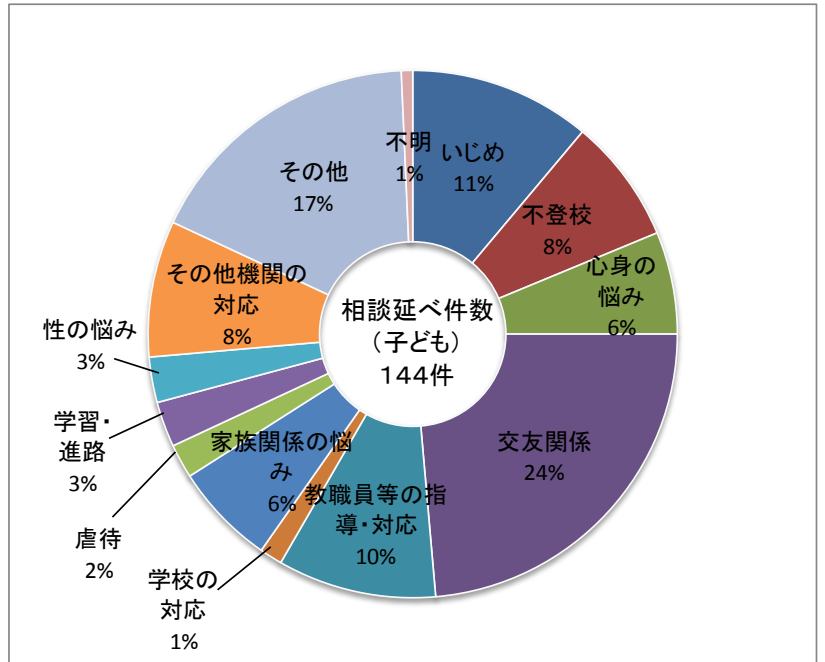


図 5 : 相談内容 (子ども)

### (2) 大人の相談内容

大人の相談内容は、その他機関の対応が 49 件 (22%) で最も多くなっています (図 6)。この原因といたしましては、この中に含まれる特定の案件で年間を通して継続する相談があったためです。

続いて心身の悩み 39 件 (18%)、不登校 33 件 (15%)、家族関係の悩み 24 件 (11%) です。

大人の相談内容は多岐に渡っていることが特徴です。

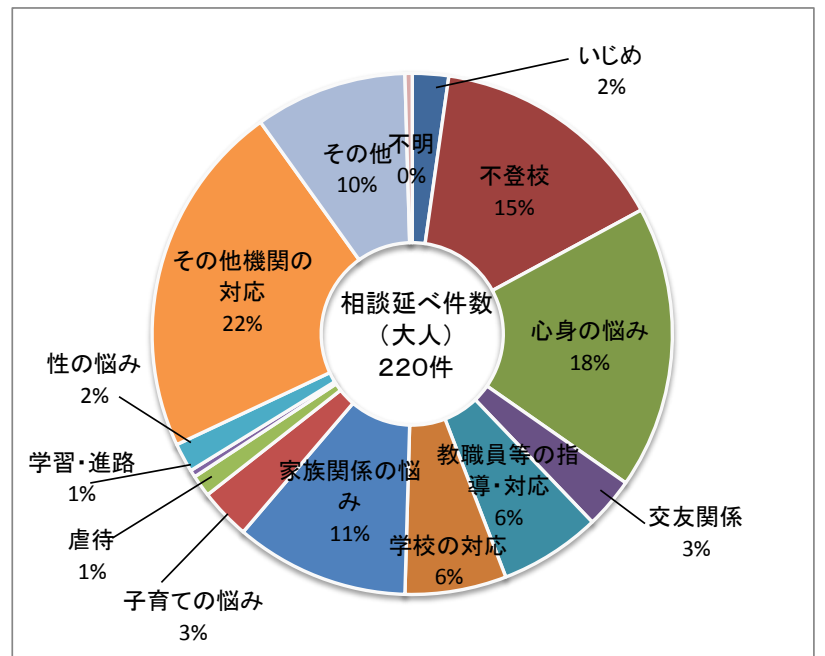


図 6 : 相談内容 (大人)

## 6 相談回数

相談の継続は平均 2.6 回です。

相談実件数に対して 96 件（69%）は傾聴助言等により 1 回の相談で終了しています（図 7）。6 回以上は 14 件（10%）あり、11 回以上も 6 件（4%）あり、長期にわたり継続して相談を重ねている案件もあります。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

また、子ども：中学生、高校生には、6 回以上相談継続しているのが 7 件（5%）あり（表 2）、メール等での相談では相談回数が多くなる傾向があります。

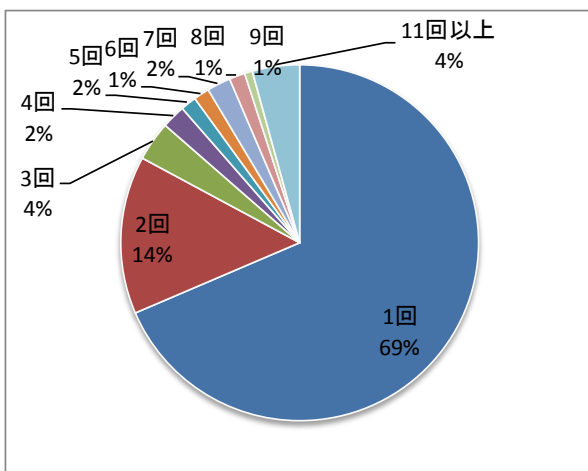


図 7：相談実件数における継続数

		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
子ども	小学生	16	3	0	0	0	0
	中学生	10	4	2	0	2	3
	高校生	12	2	0	0	0	4
大人	父親	3	2	1	0	0	0
	母親	35	8	2	2	0	7
	祖父母	10	0	0	0	0	0
	その他	6	1	0	1	0	0
不明		4	0	0	0	0	0
計		96	20	5	3	2	14

表 2：相談実件数における継続数

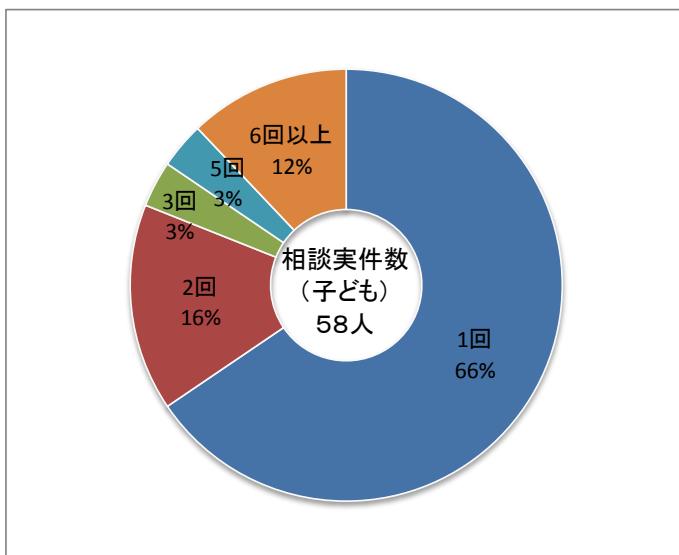


図 8：相談実件数における継続数（子ども）

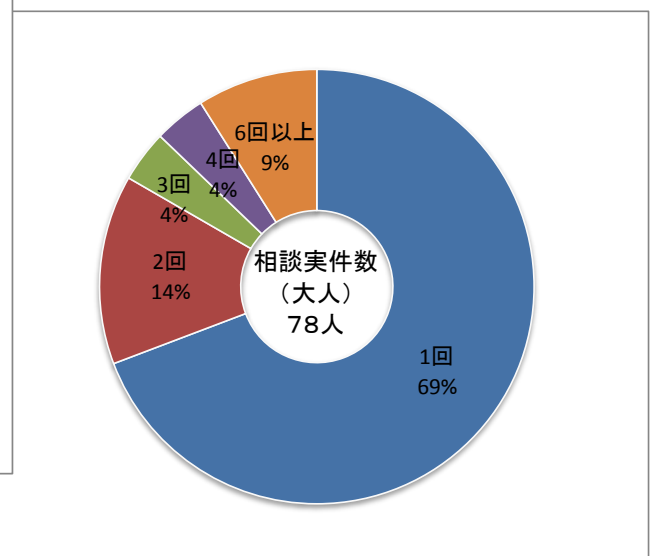


図 9：相談実件数における継続数（大人）

## 7 相談方法

相談方法は240件(65%)が電話で、83件(23%)がメール、45件(12%)が面接となっています(図10)。その他FAX等での相談は0件でした。

また、子どもの初回相談では(図11)、子ども58件中48件(子ども72%)が電話であり、12件(子ども21%)がメールとなっており、初回は電話かメールでの相談となっています。

大人の初回相談では、大人78件中67件(大人86%)が電話であり、10件(大人13%)が面接となっており、初回は電話か面接での相談となっています。

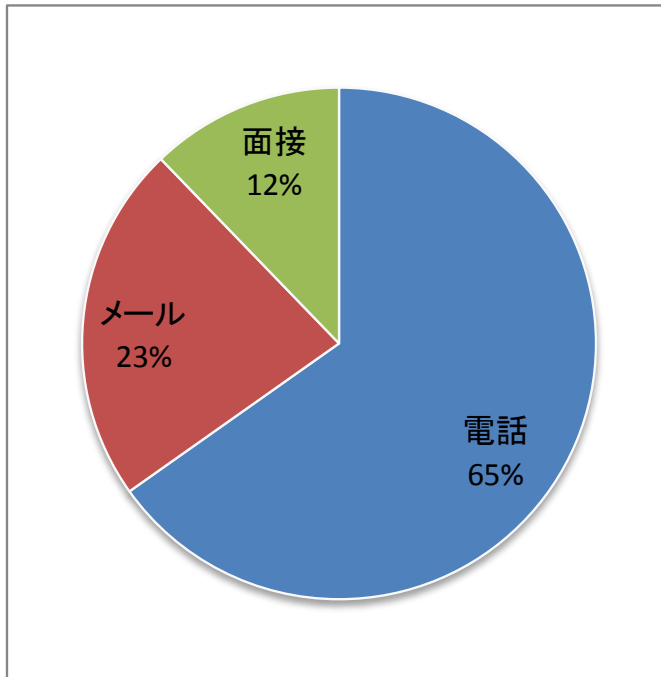


図10：相談延べ件数における相談方法

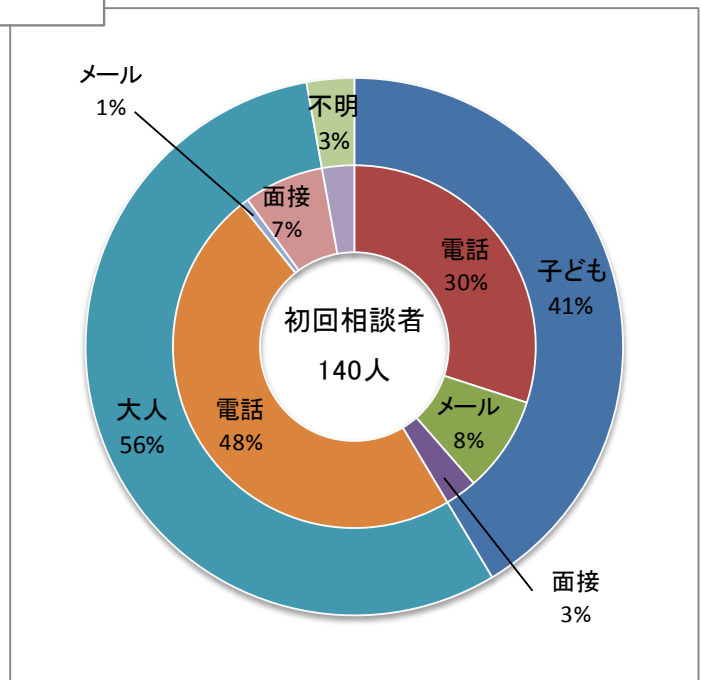


図11：初回相談における相談方法

## 8 時間帯別、曜日別

### (1) 時間帯別相談状況

相談時間帯は午後1時台（13:00～）が75件（21%）と一番多くなっています（図12）。

また、午後6時台（18:00～）と午後7時台（19:00～）は18件（5%）と少なくなっており、金曜日にはこの時間帯が利用できることを周知することが必要と思われます。

相談室開設時間外（その他）は62件（17%）あり、メール等での相談では時間外になる傾向があります。

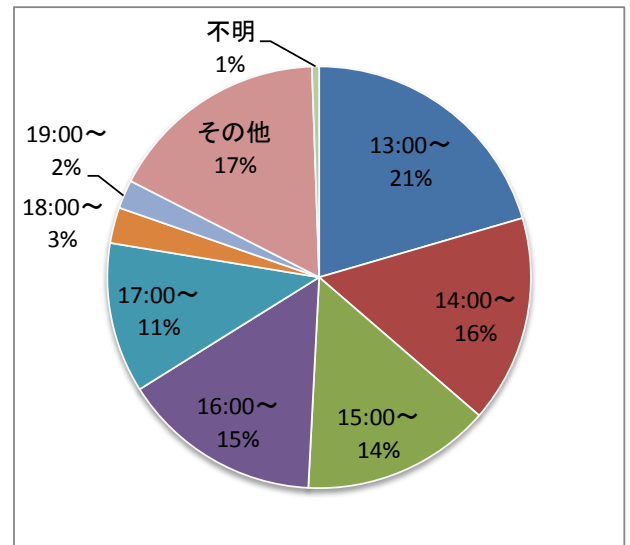


図12：相談延べ件数における時間帯別

### (2) 曜日別相談状況

相談曜日は金曜日が74件（20%）で一番多く、月曜日から木曜日は概ね同じとなっています（図13）。

ただし、土曜日が38件（10%）と一番少なくなっており、平成27年度から土曜日にも開設をしていることを、広く周知することが課題です。

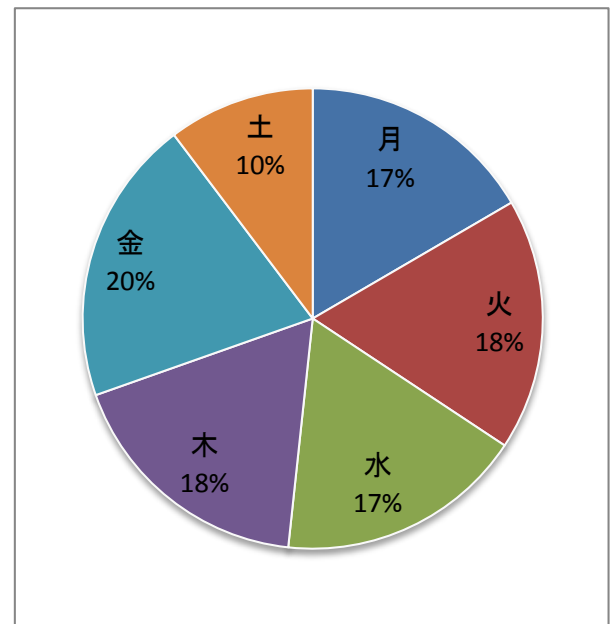


図13：相談延べ件数における曜日別

## 9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思をしっかりと聞いたり状況を確認したりすることから始まります。その後、子どもに関わる方々や各機関に、事実確認をしたり、専門性を生かした対応へのお願いをしたり、問題解決のため協力し合える関係性の修復などを行っています。

### (1) 平成 27 年度の連携・調査・調整状況

平成 27 年度は 20 案件について延べ 48 回実施しました（表 3）。

相談内容	案件数	連携・調整先								合計
		小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者等	
不登校	1		3		2	1		1		7
心身の悩み	2					2	1			3
教職員の指導・対応	2		9		3					12
家族関係	6		4			10	2			16
虐待	5					3	2			5
性の悩み	2							2		2
その他機関の対応	1							1		1
その他(地域の行事)	1					2				2
合計	20	0	16	0	5	18	5	4	0	48

表 3：相談内容別 連携・調整先と回数

## IV 申立て・自己発意について

### 1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

### 2 申立て・自己発意の状況

#### (1) 申立て案件

平成27年度の救済申立て案件はありませんでした。

#### (2) 自己発意案件

平成27年度は、子どもの権利擁護委員の判断により事実の調査を1件実施しました(表4)。

No.	案件番号	自己発意日	相談内容・対応状況	調査回数
1	平成27年度発意第1号	平成27年8月31日	その他機関の対応 平成27年9月 調査実施	9

表4：自己発意案件の対応状況等一覧

参考資料：平成25年度、26年度、27年度 相談実績（延件数・実件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績（延件数）

平成25年度、26年度、27年度

（平成28年3月31日 現在）

■ 相談件数														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	実件数	—	—	—	19	8	5	7	7	0	2	3	5	56
	延件数	—	—	—	51	29	13	45	9	4	5	5	9	170
H26	実件数	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
	延件数	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	実件数	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
	延件数	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
■ 相談者数														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	小学生	—	—	—	3	2	2	2	0	0	0	1	0	10
	中学生	—	—	—	20	23	7	26	3	4	3	2	0	88
	高校生	—	—	—	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	大人	—	—	—	22	4	4	17	6	0	2	2	9	66
	計	—	—	—	51	29	13	45	9	4	5	5	9	170
H26	小学生	0	0	2	2	0	0	3	4	0	0	0	6	17
	中学生	0	1	0	1	0	0	5	8	7	4	0	1	27
	高校生	0	0	12	0	4	10	0	1	3	8	0	0	38
	大人	4	10	4	8	8	2	0	1	3	2	1	5	48
	計	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	小学生	2	6	8	1	1	0	2	2	2	0	0	0	24
	中学生	6	3	3	7	9	7	10	17	2	7	2	1	74
	高校生	0	0	1	2	0	1	19	12	0	3	9	0	47
	大人	11	18	30	39	29	28	16	17	11	18	13	14	244
	不明	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
計	19	29	42	50	39	37	47	48	15	28	24	15	393	
■ 相談方法														
年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	電話	—	—	—	12	5	3	4	6	0	1	3	5	39
	電子メール	—	—	—	39	22	7	40	3	4	3	2	3	123
	面談	—	—	—	0	2	3	1	0	0	1	0	1	8
	計	—	—	—	51	29	13	45	9	4	5	5	9	170
H26	電話	3	1	5	5	7	2	5	8	5	1	1	6	49
	電子メール	0	10	12	2	4	10	2	4	8	12	0	6	70
	面談	1	0	1	4	1	0	1	2	0	1	0	0	11
	計	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	電話	13	22	23	34	24	26	36	21	12	12	9	8	240
	電子メール	2	2	14	4	8	2	8	22	1	9	10	1	83
	面談	2	2	3	8	6	4	2	2	2	4	4	6	45
	計	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容														
年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	いじめ	—	—	—	10	16	4	26	6	4	3	2	3	74
	心身の悩み	—	—	—	23	0	2	0	2	0	0	0	4	31
	交友関係	—	—	—	5	5	2	0	0	0	0	0	1	13
	教職員の対応	—	—	—	6	2	2	0	0	0	0	2	0	12
	学校の対応	—	—	—	0	3	0	1	0	0	1	0	0	5
	家族関係の悩み	—	—	—	2	0	0	1	1	0	1	1	1	7
	子育て	—	—	—	1	0	1	15	0	0	0	0	0	17
	虐待	—	—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	—	—	—	3	3	2	2	0	0	0	0	0	10
計	—	—	—	51	29	13	45	9	4	5	5	9	170	
H26	いじめ	0	1	1	2	1	0	3	2	0	0	0	3	13
	心身の悩み	2	10	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	17
	交友関係	0	0	8	2	4	10	2	8	4	9	0	3	50
	教職員の対応	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	5
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	家族関係の悩み	1	0	4	4	1	0	1	1	1	5	0	1	19
	子育て	1	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	7
	虐待	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	その他	0	0	1	3	1	0	2	1	5	0	1	2	16
計	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130	
H27	いじめ	1	0	0	0	0	3	0	15	2	0	0	0	21
	不登校	0	0	1	6	2	6	6	7	2	7	2	5	44
	心身の悩み	0	3	13	7	4	1	3	1	4	6	5	1	48
	交友関係	2	3	4	1	1	1	6	10	3	0	10	0	41
	教職員の対応	0	0	0	9	4	5	0	0	1	7	0	2	28
	学校の対応	0	0	1	6	1	0	3	4	0	1	0	0	16
	家族関係の悩み	4	1	5	6	4	0	1	3	0	1	2	4	31
	子育て	0	1	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	7
	虐待	0	1	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	6
	その他	10	17	13	9	20	16	27	4	3	0	4	3	126
計	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368	



子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)

平成25年度、26年度、27年度

(平成28年3月31日 現在)

■ 相談件数														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	実件数	—	—	—	19	8	5	7	7	0	2	3	5	56
	延相談件数	—	—	—	51	29	13	45	9	4	5	5	9	170
H26	実件数	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
	延相談件数	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	実件数	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
	延相談件数	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
■ 相談者														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	小学生	—	—	—	2	2	1	2	0	0	0	1	0	8
	中学生	—	—	—	8	2	1	1	1	0	0	0	0	13
	高校生	—	—	—	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	大人	—	—	—	7	4	3	4	6	0	2	2	5	33
	計	—	—	—	19	8	5	7	7	0	2	3	5	56
H26	小学生	0	0	2	2	0	0	3	4	0	0	0	5	16
	中学生	0	0	0	1	0	0	4	5	4	3	0	1	18
	高校生	0	0	3	0	3	3	0	1	1	1	0	2	14
	大人	4	2	4	5	7	1	0	1	2	1	1	0	28
	計	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
H27	小学生	2	5	6	1	1	0	1	2	2	0	0	0	20
	中学生	2	0	2	1	2	1	7	2	1	1	1	0	20
	高校生	0	0	1	0	0	0	12	3	0	0	2	0	18
	大人	3	6	12	6	8	11	3	5	6	6	8	3	77
	不明	2	2	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	9
計	7	13	21	9	11	13	26	12	9	7	11	3	142	
■ 相談方法														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	電話	—	—	—	12	4	2	4	6	0	1	3	4	36
	電子メール	—	—	—	7	1	1	2	1	0	0	0	1	13
	面談	—	—	—	0	3	2	1	0	0	1	0	0	7
	計	—	—	—	19	8	5	7	7	0	2	3	5	56
H26	電話	3	1	5	5	6	1	5	7	4	1	1	6	45
	電子メール	0	1	3	0	3	3	1	2	3	3	0	2	21
	面談	1	0	1	3	1	0	1	2	0	1	0	0	10
	計	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
H27	電話	6	11	16	8	6	12	23	8	8	5	7	2	112
	電子メール	1	1	3	0	2	0	2	3	0	1	1	0	14
	面談	0	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	14
	計	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140

相談内容													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いじめ	—	—	—	3	1	0	1	4	0	0	0	1	10
心身の悩み	—	—	—	4	0	1	0	0	0	0	0	2	7
交友関係	—	—	—	1	0	2	0	0	0	0	0	1	4
教職員の対応	—	—	—	4	2	1	0	0	0	0	2	0	9
学校の対応	—	—	—	0	3	0	1	2	0	1	0	0	7
家族関係の悩み	—	—	—	2	0	0	1	1	0	1	1	1	7
子育て	—	—	—	1	0	1	2	0	0	0	0	0	4
虐待	—	—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	—	—	—	3	2	0	2	0	0	0	0	0	7
計	—	—	—	19	8	5	7	7	0	2	3	5	56
いじめ	0	1	1	2	1	0	3	2	0	0	0	1	11
心身の悩み	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
交友関係	0	0	3	2	3	3	2	6	2	2	0	3	26
教職員の対応	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
家族関係の悩み	1	0	3	3	1	0	1	1	1	3	0	1	15
子育て	1	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	6
虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	1	1	0	1	1	2	0	0	2	9
計	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
いじめ	1	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	6
不登校	0	0	1	0	1	4	2	1	1	1	2	2	15
心身の悩み	0	2	2	2	3	1	3	1	2	1	3	0	20
交友関係	2	0	4	0	1	0	5	3	3	0	2	0	20
教職員の対応	0	3	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	8
学校の対応	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4
家族関係の悩み	3	0	2	2	2	0	1	1	0	0	1	0	12
子育て	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
虐待	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3
その他	1	8	8	2	2	6	14	3	1	0	2	1	48
計	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140

## V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在をお知らせし、子どもの権利への理解と、相談室との連携をお願いしています。

### 1 子どもへの広報・啓発

平成27年度は、カード(24頁)及びニュース(25頁～30頁)を子どもたちに配布しました(表5)。

市内小学校、高校、私立学校43校には相談員自ら出向き、学校側と懇談して、子どもの権利に関する条例と相談室の周知を行うとともに、子どもたちへのカード及びニュースの配布や、今後の連携について依頼を行いました(表6)。

配布時期	配布物	対象者
平成27年 5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利相談室「こころの鈴」子ども用携帯カード</li> <li>● 第3号「こころの鈴」ニュース(小学生版)</li> </ul>	市内小学生 全児童
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利相談室「こころの鈴」子ども用携帯カード</li> <li>● 第3号「こころの鈴」ニュース(中学生版)</li> </ul>	市内中学生 全生徒
9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利相談室「こころの鈴」子ども用携帯カード</li> <li>● 第3号「こころの鈴」ニュース(高校生版)</li> </ul>	市内高校生 全生徒

表5：カードやニュース等の配布状況

訪問日	学校名	訪問日	学校名	訪問日	学校名
5月19日	筑摩小学校	6月1日	島内小学校	9月24日	松本蟻ヶ崎高等学校
5月19日	山辺小学校	6月1日	島立小学校	9月24日	秀峰中等教育学校
5月21日	源池小学校	6月2日	芝沢小学校	9月25日	松本美須ヶ丘高等学校
5月21日	清水小学校	6月2日	二子小学校	9月25日	松本第一高等学校
5月21日	並柳小学校	6月3日	菅野小学校	10月1日	松商学園高等学校
5月22日	岡田小学校	6月3日	今井小学校	10月6日	筑摩高等学校
5月22日	本郷小学校	6月4日	芳川小学校	10月6日	梓川高等学校
5月25日	中山小学校	6月4日	梓川小学校	10月8日	松本深志高等学校
5月25日	寿小学校	6月5日	開明小学校	10月13日	松本県ヶ丘高等学校
5月25日	明善小学校	6月12日	四賀小学校	10月13日	創造学園高等学校
5月27日	旭町小学校	6月16日	波田小学校	10月14日	松本工業高等学校
5月27日	田川小学校	6月17日	安曇小学校	10月14日	エクセラン高等学校
5月28日	鎌田小学校	6月17日	大野川小学校	10月14日	信濃むつみ高等学校
5月29日	開智小学校	6月17日	奈川小学校		
5月29日	信大附属小学校	6月19日	才教学園小中学校		

表6：相談室周知とカード配布依頼 訪問先

## 2 大人への広報・啓発活動

各種団体の会議等に参加し、子どもの権利に関する条例と相談室への理解、相談室との連携をお願いしました。また、市のホームページ及び広報誌等を活用した広報も行いました（表7）。

実施時期	内 容
平成 27 年 4 月	● 市民活動センター 託児ボランティアへの広報活動
5 月	● 子どもまつりでの広報活動 ● 松本市子ども会育成連合会への広報活動 ● 松本市補導委員協議会への広報活動 ● 松本市 P T A 連合会への協力依頼 ● 松本市民生委員・児童委員協議会福祉部会への広報活動
6 月	● 子育てコミュニティーサイト「はぐまつ」 コラム掲載 ● 子育て支援ネットワーク事業研修会参加者への広報活動
平成 28 年 1 月	● 松本市医師会学校保健衛生委員会への広報活動

表 7：各種団体等への周知活動状況

### ■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

裏

～松本市子どもの権利相談室だより～

平成27年4月(第3号)

# こころの鈴<sup>すず</sup>ニュース

みなさん こんにちは

子どもの権利相談室<sup>けんりそくだんしつ</sup>「こころの鈴<sup>すず</sup>」です。

「そうなんって、ぼくもしていいの？」

はい。高校生までのこどものみなさんと保護者のおとうさん、おかあさんや、子どもをみまもる地域のみなさんの相談も受けています。

「ちょっときになることがあるの。きいてもらえる？」

はい。こまっている時、うれしい時、なんとなくはなしたい時、おでんわでもメールでも、それから会っておはなしもできます。平日のほかに、<sup>あ</sup>より日も相談できるようになりました。

「どんなひとがきいてくれるの??」

はる春からあたらしい相談員になったので、しめかいするね

つかほらふみこ  
こどものころは、学校からかえると、あぐにそとに、あそびにいて、まっくろになつてくらくたなるまで、あそんでいたよ。

「どんなときもわたしたちがいるよ。わあれないでね。」

かまたえこ  
こどものころは、石けり、おてたましたじこんしやで、かけまわっていたよ。赤毛のアニ、シロロックホムズの本がすきだったよ。  
「みんな、なんでも相談してね。」

かみじゆうじゅん  
こどものころは、刑ドロ(してるかな?)で、あそんだり、ドッチボールがだいすきだったよ。まいにち、いろんな公園にでかけたよ。  
「うれしいことやたのしいことも、はなしてね。」

せこうひとみ  
こどものころは、きのぼりがだいすきだったよ。  
「なまえをいわなくてもいいよ。ひみつもまもるからあんしんしてね。」

子どもの権利侵害に対して、子どもの気持ちを中心に、救済や回復を支援します。必要があるときは、権利擁護委員のおふたりが、関係者と調整などを行います。

伊藤かおるさん  
(精神保健福祉士、産業カウンセラー)

北川和彦さん  
(弁護士)

うらもみこ

## 「松本市子どもの権利に関する条例」について

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを自指すため、平成25年3月に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定して取り組んでいます。

条例の中にある、松本市が自指す「まち」の姿は次の6つです。

- ◆ どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- ◆ どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- ◆ どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- ◆ どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- ◆ どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- ◆ どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利相談室 **こころの鈴** は上記の条例第15条により開設しています。

☆受付時間 月～木・土 午後1時～6時、金 午後1時～8時

☆場所 松本市役所大手事務所2階（松本市大手3-8-13）

☆電話で相談（無料だよ）0120-200-195

☆メールで相談 [kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp](mailto:kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp)



「こころの鈴ニュース」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで Tel.0263-34-3291

発行：2015年7月  
松本市子どもの権利相談室だより



こころの鈴は…

どの子も自分らしく、すこやかにのびのびと生きていけるよう  
高校生までのみなさんからの相談を受けつけています。

苦しい時、困っている時、うれしい時、なんとなく誰かと話したい時  
お気軽に **お電話** や **メール** をください。

また保護者や地域のみなさんの相談も受けつけ、  
共に子どもたちを支えています。

**New** 平日の午後の他 **土曜日** も相談できるようになりました。



**私たちが お話しききます**

<p>つかほろ ふみこ 塚原 文子</p>	<p>かけがえのない 一瞬を大切に (よう)</p>		<p>かま たぬこ 鎌 妙子</p>	<p>あなたの夢は なんですか</p>
<p>中学生の時はバレー部、高校生の時 はギター部で、エレキギターを弾いていたよ。 数学が好きで、古文は苦手だったなあ。</p>	<p>中学生の時はバレー部をやめて 英語クラブに転部、英語劇、楽しかったです。 高校は女子校で、オペラ班の男役にあこがれたナ。</p>			
<p>かみじめ じゅんこ 上條 順子</p>	<p>誰かに話すよ 楽になるよ</p>	<p>せこう 矢向 ひとみ</p>	<p>恋の相談を してね</p>	
<p>中高生の時に、いっぱい本を讀みました。 太宰治はほとんど読破!! でも成績はあがらなかつたなあ。</p>	<p>中学はバレー部で、厳しいのが嫌だったけど、 高校は、校則もなくて、先生も信頼してくれて 楽しかった! 海外も一人で行きました。</p>			

子どもの権利侵害に対して、子どもの気持ちを中心に救済や回復を支援します。  
必要がある時は、**権利擁護委員**の方が、関係者と調整などを行います。

北川 和彦 (弁護士)

こころの鈴が開設した平成25年7月から平成27年3月までの相談件数は300件、  
相談内容が多かったのは、いじめ29%、交友関係21%、心身の悩み16%です。  
話すことによって、心が軽くなり、自分で解決する力がわいてきたり、  
一緒に考えていくうちに、出来事をちがう角度からとらえることができたりします。  
気になることがありましたら、早めにご相談してくださいね

**相談を受けてからの流れ**

「いやだな」「悲しいな」と思うことの中には、子どもの権利を侵害していることがあります。少し勇気を出して「こころの鈴」に話をしてみませんか。自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなとき…

<p><b>学校で…</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仲間はずれやいじめ</li> <li>● 先生のことや友だちのこと</li> </ul> 	<p><b>家庭で…</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家でつらいこと</li> <li>● いやなこと</li> <li>● 家族にはなせないこと</li> </ul> 	<p><b>部活や習い事で…</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 怒られること</li> <li>● 先輩や先生、コーチのこと</li> </ul> 
--	---	---

つらい、悲しい、だれかに聞いてもらいたいそんな気持ちになったら

**電話・メール・会って相談する**

子どもの権利侵害についておとも相談できます。



**こころの鈴の対応**

**一緒に考える**

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて一番よい方法を一緒に考えます。

**調べる、協力依頼**

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

**要請、意見表明**

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。

**もう大丈夫 安心できたよ。**

困ったことが出てきたら、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。



おはなし  
きかせてね



東京都世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」の広報紙を参考に作成しています。

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年3月に「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。子どもの権利相談室『こころの鈴』は条例第15条により開設しています。

◆◆◆ 子どもの権利相談室『こころの鈴』 ◆◆◆ ※お金はかかりません

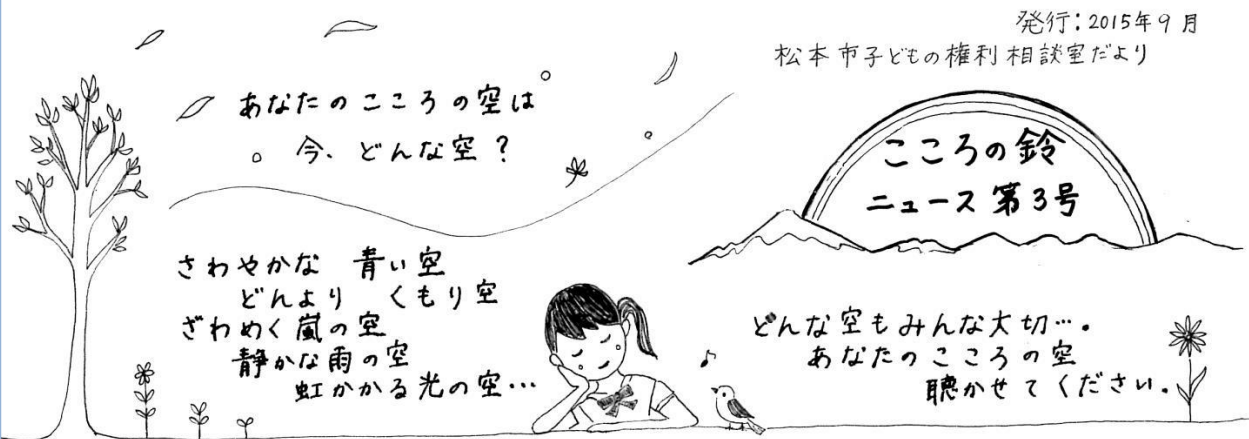
- 受付時間 月～木・土 午後1時～6時  
金 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13  
松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談（無料） 0120-200-195
- 会って相談 こころの鈴までお越しください
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp



「こころの鈴ニュース」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで Tel. 0263-34-3291



発行：2015年9月  
松本市子どもの権利相談室だより



こころの鈴は...

どの子も自分らしく、すこやかにのびのびと生きていけるよう  
高校生までのみなさんからの相談を受けつけています。

苦しい時、困っている時、うれしい時、なんとなく誰かと話したい時  
お気軽にお電話やメールをください。

また保護者や地域のみなさんの相談も受けつけ、  
共に子どもたちを支えています。

**New** 平日の午後の他 **土曜日** も相談できるようになりました。



私たちが お話しききます

つかほう 及びニ  
塚原 文子

かけがえのない  
一瞬を大切に  
しよう



かま たえニ  
鎌 妙子

あなたの夢は  
なんですか

中学生の時はバレエ部、高校生の時  
はギター部で、エレキギターを弾いていたよ。  
数学が好きで、古文は苦手だったなあ。

中学生の時はバレエ部をせめて  
英語クラブに転部、英語劇、楽しかったです。  
高校は女子校で、オペラ班の男役にあこがれたナ。

かみじめ じゅんニ  
上條 順子

誰かに話すと  
楽になるよ

せこう  
矢向 ひとみ

恋の相談を  
してね

中高生の時に、いっぱい本を読みました。  
太宰治はほとんど読破!!  
でも成績はあがらなかつたなあ...

中学はバレエ部で、厳しいのが嫌だったけど、  
高校は、校則もなくて、先生も信頼してくれて  
楽しかった! 海外も一人で行了きました。

子どもの権利侵害に対して、子どもの気持ちを中心に救済や回復を支援します。  
必要がある時は、権利擁護委員の方が、関係者と調整などを行います。

北川 和彦 (弁護士)

平林 優子 (信州大学教授)

こころの鈴が開設した平成25年7月から平成27年3月までの相談件数は300件、  
相談内容が多かったのは、いじめ29%、交友関係21%、心身の悩み16%です。  
話すことによって、心が軽くなり、自分で解決する力がわいてきたり、  
一緒に考えていくうちに、出来事をちがう角度からとらえることができたりします。  
気になることがありましたら、早めにご相談してくださいね



すずちゃん

「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』を侵害していることがあります。

少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら…

**学校で…**

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと



**家庭で…**

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと



**部活や習い事で…**

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと



電話で・メールで・会って…

**相談する**

どんなことでも、まずは相談してみましょう。



**一緒に考える**

あなたの気持や意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。



**調べる・協力依頼**

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。



**要請・意見表明**

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。



**もう大丈夫！安心できたよ**

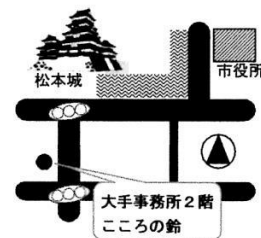
困ったことが出てきたら、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。



松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年3月に『松本市子どもの権利に関する条例』をつくりました。子どもの権利相談室『こころの鈴』は、条例第15条により開設しています。

**子どもの権利相談室『こころの鈴』**

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時／金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 TEL 0120-200-195
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。



「こころの鈴ニュース」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当(TEL0263-34-3291) まで

## VI 研修・会議

### 1 研修について

相談室では相談員のスキルアップのために相談室内で研修を実施したり、他機関の主催する研修に参加をしています。平成27年度の研修参加は9回です（表8）。

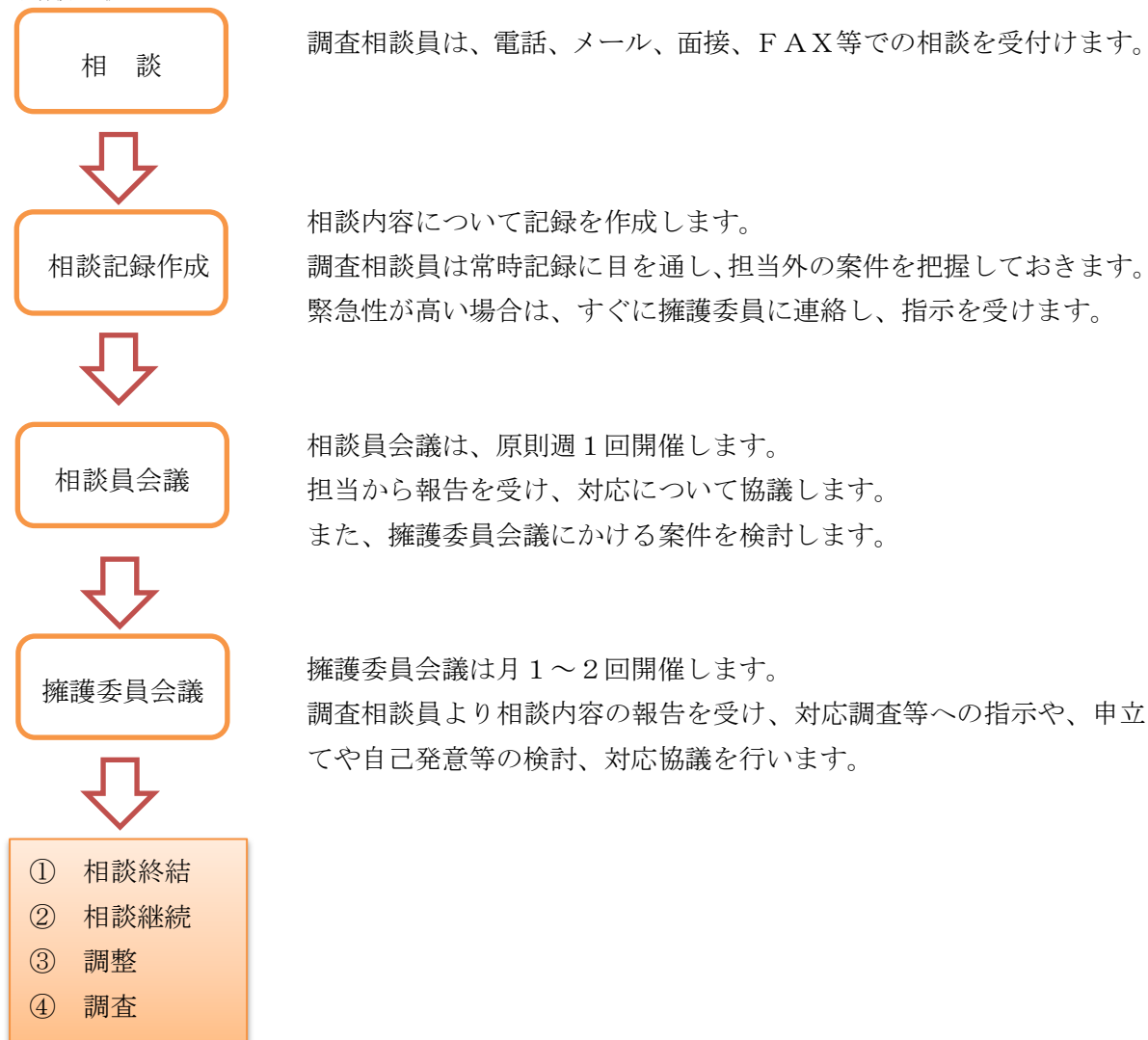
No.	月日	研修会	講師	出席者
1	4月2日	相談室研修① 「子どもの権利とは」	北川擁護委員	室長 相談員3名
2	4月28日	相談室研修② 「不登校、いじめ、スクールソーシャルワーカーの役割」	学校指導課 坂口指導主事	室長 相談員3名
3	7月29日	県思春期精神保健研修会 「思春期精神保健に関する研修会」	精神科医 神庭保子 氏	相談員2名
4	10月23日	相談室研修③ 「子どもたちの性について」	まちかど保健室 後藤相談員	相談員2名
5	10月9日～ 11日	全国自治体シンポジウム ・子どもの相談・救済に関する関係者会議 ・全体会：シンポジウム、特別講演 ・分科会： 第2分科会：「子どもの虐待防止」 第3分科会：「子どもの居場所」	特別講演 ヨーロッパ 子どもにやさしい まちネットワーク代表 ヤン・ファン・ヒルス博士	擁護委員1名 室長 相談員1名
6	11月4日	相談室研修④ 「学校における『いじめ対策』について」	学校指導課 坂口指導主事	室長 相談員3名
7	11月5日	子どもの支援・相談スペース はぐルッポ 学習会 はぐカフェ 「発達障害の基礎 声かけと関わり方」	県松本圏域発達障がい サポートマネージャー 新保文彦 氏	室長
8	11月30日	県子どもの相談窓口の相談員研修会 「発達障害児の抱える悩みと理解について」	児童精神科医 木村宣子 氏	室長 相談員1名
9	1月12日	市民サロン 「若年者の自立と必要な支援」	NPO 法人 侍学園スクオーラ・今人 長岡秀貴 氏	相談員3名

表8：研修参加一覧

## 2 会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

### (1) 会議の流れ



### (2) 相談員会議 開催状況

相談員会議は39回開催しました(表8)。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4	3	5	4	5	3	3	3	2	2	3	2

表8：月別 相談員 会議開催状況

### (3) 擁護委員会議 開催状況

擁護委員会議は、15回開催しました(表9)。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1

表9：月別 擁護委員 会議開催状況

## VII 子どもの権利相談室 ころの鈴 相談員よりメッセージ

---

### 「傷つくということ」

室長・調査相談員 塚原 文子

電話の向こうで「どうにかしてください」と泣くAさん。「ごめんね、何もできなくて…」と言う。泣いているAさんを前に、自分の無力を感じ、どうにかしてあげたいけど、期待に応えることはできない。Aさんは自分の気持ちを整理することができず、泣きじゃくる。気持ちを受け止め、少しでも前向きに考えることができるように話をしてみる。心配なので、最後はお母様にAさんの様子に気を配っていただくようお願いして電話を切る。

家に帰っても、Aさんのことを考え、何かできることはないのかと考えを巡らせる。自分の対応が「これでよかったのか」、「他の対応ができたのではないか」と悩む。

そんな苦しい夏を過ごしてきたAさんも、今は、元気に自分の目標に向かって日々努力を重ねて過ごしている。時々、お母様から嬉しい報告が相談室に寄せられる。その時は、相談というよりも、友人のようになって一緒に喜び、彼女の選択した未来を心から応援している。

私たちの存在は、子どもたちのすべての気持ちを素直に受け入れていくこと。そして子どもの傷つくことを無条件で受け入れ、覚悟を決めること。起きている問題にばかり目を奪われず、子どもの意思を大切にしたい。子どもたちに「これからどうしていこうか。一緒に考えていこうよ」と言いたい。難しいことだけれど、そんな相談員、大人でありたいと思う。

今年1年間、子どもたちの抱えている事を、「子どもの権利」という視点でどのように考えていくのか、その先にある「子どもの最善の利益」とはどのようなことなのか日々考えてきた。大変なことも沢山あったけれど、子どもに会うと「やっぱり子ども大好き！」とを感じる。そんな気持ちに支えられて…。



---

## 「伝えたい思い」

調査相談員 鎌 妙子

「大丈夫」そして「頑張って」と、伝えたいと思っています。

誰もがきっと、チラシやカードでこの相談室を知って、悩みや困りごとを「相談してみようかな」と思っても電話をする、メールをする一歩がなかなか踏み出せない、逡巡する気持ちがあることでしょう。

そして、思い切って電話を、メールをしてきてくれるのだと思います。

「大丈夫です」「しっかり受け止めます、一緒に考えていきましょう、一人で悩まないで」という気持ちを込めて「大丈夫」と伝えたいと思っています。

「頑張って」には賛否がありますが、私は好きな言葉です。一歩を踏み出し自分のことを自分で考えたいと相談してきてくれたことに感謝の気持ちです。

「その勇気は、あなたの力です、自分で進んでいこうとする力です、自信を持ってください」という思いを込めています。私達も一緒に悩んで背中を押したり、少し待ってみたりしながら、子ども達が自分の力に気づいて踏み出していくのを見守りたいと思っています。

子ども達の声に、こころに耳を傾け寄り添うことを大切にして「子どもの権利」という難しいけれど大事な課題を常に心にとめて、子ども達の近くにありたいと願っています。

余談ですが

私は子ども達に読んだ本の中で、リンドグレーンの「長くつしたのピッピ」が好きです。なにしろ世界一強い女の子です。彼女は自由で楽しく力強く大人にも負けません。そんな彼女に大人達は驚き、呆れています。大人は不自由で退屈なことが大切なんです。

子ども達みんなの中に、自由なピッピがいることを忘れず、子ども達に向き合っていきたいと思っています。



## 「子どもと一緒に考える」

調査相談員 上條 順子

「どうしたらいいですか？」 私が、子どもの権利相談室で初めて受けた電話相談の際、子どもから発せられた言葉でした。子どもが明快な助言を求めていることはわかりましたが、まずは詳しい状況やその時の気持ちを聴くなどして相談を進めていきました。すると再び「どうしたらいいですか？」と尋ねられました。当初相談にあたる前に心に決めたことは、“子どもの気持ちに寄り添う”相談をしようということでした。しかしながら、子どもの切実な訴えに直面しいつの間にか答え探しをしている自分がいました。もちろん簡単に問題解決策を示せるはずもなく内心困ってしまいましたが、話し合ううちに子どもの方から明日起こる小さな変化を語ってくれて、それで良い方向に向かうか様子を見ることにしてひとまず相談を終了しました。

今でもこの相談は忘れることができません。私の中で大いに反省する事例となったわけですが、同時に子どもと一緒に日常の一場面を共有する感覚を得られた相談でもありました。子どもは、心の中を占領している形のないモヤモヤしたものについて考えを深め、悩み口に出して表現する力を培い高めていくのだと思います。私たち相談員は話を聴きながら、子どもがうまく言葉にできない思いの奥底をくみ取り、子どもの気持ちに合うように形にして語り合うといった協同作業をしているのかもしれない。

今年度は、より多くの子ども達の気持ちを聴いていきたいと思っています。最初の相談で得られた体感を心に刻み、勇気を出して相談してくれた子ども達にこの相談室が安全で安心できる場所であることを感じてほしいです。そのためにも、原因探しや問題解決のアドバイスに焦点を当てるのではなく、会話を楽しむ、対話をするという関係性を構築しながら、一緒に考えていこうという姿勢を大切にしていきたいと思っています。



## 「母なる存在」

調査相談員 矢向ひとみ

豊かな母なる大地と母なる海は、わたしたちを育み、いのちの糧を与え、生かしている。未熟で時に謙虚さを失い、過ちも多い私たちを、大きな胸で許し続け、抱いている。

すこやかないのちを育むために、わたしたちができること。  
それは大地のような、海のような母なる存在にからだところをゆだね、自分自身が母なる存在のようになること。  
人のこころの内をまごころで聴くということ。  
どんなに、理解できないことも、そのままに許すこと。  
その人の中に本当の自分を生きる力があることを信じること。  
その人を尊く感じること。



母なる存在は、母とはかぎらない。  
いつも自分を大切に思ってくれて、素直な心地よい自分でいられるあたたかな存在。  
胸のうちでつながるだけで、何があっても越えていける力が湧いてくる、闇の中のともしびのような存在。

母なる存在がいなくても、苦しみを抱えて生きてきた人たちが、その痛みを喜びや感謝に昇華させて、しなやかに豊かに生きていく素晴らしさにも出会ってきた。  
けれど、大人になって自分を満たしていくことが、どれだけ大変なことか、時間を巻き戻して、小さい頃のその人に手を当ててあげられたら…と思うほどつくづく実感もしてきた。

時を巻き戻すことはできないけれど、今助けを求めている子どもたちの手や声に触れたいと思った。  
相談員になり、話を聴かせてもらって見えてくるのは、大人が作った生きづらい社会、学校、家庭の中で、押しつぶされそうになりながら生きている子どもたちの姿。  
そして、心許して頼れる人がいない中、子育てをしている母親たちの不安定な姿。  
力を誇示せずには自分を保てない大人たちの姿。

大人がしあわせに生き生きと暮らしていたら、子どもを当たり前大切にできる。  
結局子どもの幸せのためには、子どもの声をまごころで聴ける大人であるよう、大人が癒されることがどうしても必要だと実感した。

自分も、幸せの純度を高め、できるだけ自分の中の偏見をなくし、透明なところで相談者の今に寄り添い、支えていきたいと願っていた一年だった。

そして相談室が、気軽に頼ることができ、余計な力を抜いて自分の力を取り戻せる母なる存在であれたらと願う。

相談を通して、また相談の仕事を通してつながったすべてのみなさんとの響き合いから、広がる幸せの輪で、子どもたちの世界がもっと幸せになっていきますように…。



松本市子どもの権利に関する条例

松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成 27 年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

平成 25 年度・26 年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

事務局



## ○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

### 前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

### （言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

### （市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを

支援します。

- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利と普及

### (大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

### (子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

### (子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

## 第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

## 第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱し

ます。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

## 第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの



権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

（子どもにやさしいまちづくり委員会）

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

（1） 推進計画に関すること。

（2） 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（3） その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

（提言やその尊重）

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

## 第7章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が

定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

# ○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

## 第2章 松本市子どもの権利擁護委員

### (兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

### (守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

### (相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

### (救済の申立書など)

第7条 救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書（様式第1号）を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書（様式第2号）に記録しなければなりません。

（調査）

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合
- (2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合
- (3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第3号）により通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や

前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

### 第3章 松本市子どもの権利相談室

（相談室の設置など）

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目18番13号に設置します。

（相談室の利用日、利用時間など）

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

- 2 相談室の休室日は、日曜日及び土曜日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

(子どもの権利相談員)

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1年以内とします。ただし、7回まで更新することができます。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

#### 第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

(会長及び副会長)

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(委員)

第17条 条例第23条第3項の規定により市民のなかから委嘱される委員は、公募によるものとします。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

#### 第5章 雑則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(あて先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名  
年 齢 歳  
住 所  
電話番号  
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日	年 月 日
	申立ての原因となる権利の侵害があった場所	_____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等	
	氏名 _____	年齢 _____ 歳 学校名等 _____
	住所 _____	電話番号 _____
4	他の機関への相談・申立ての有無	有 ・ 無
5	添付資料の有無	有( 枚) ・ 無
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号  
年 月 日

(受け付けた者の自署) \_\_\_\_\_

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 平成 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有( 枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考



様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由	
備考	

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

平成 年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

◆ 平成 27 年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	期 間	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川和彦	平成 25 年 7 月 17 日～	弁護士
	伊藤かおる	平成 25 年 7 月 17 日～平成 27 年 7 月 16 日	産業カウンセラー
	平林優子	平成 27 年 7 月 17 日～	大学教授
室長 調査相談員	塚原文子	平成 27 年 4 月 1 日～	
調査相談員	鎌 妙子	平成 27 年 4 月 1 日～	
	上條順子	平成 27 年 4 月 1 日～	
	矢向 瞳	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	

◆ 平成 25 年度・26 年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

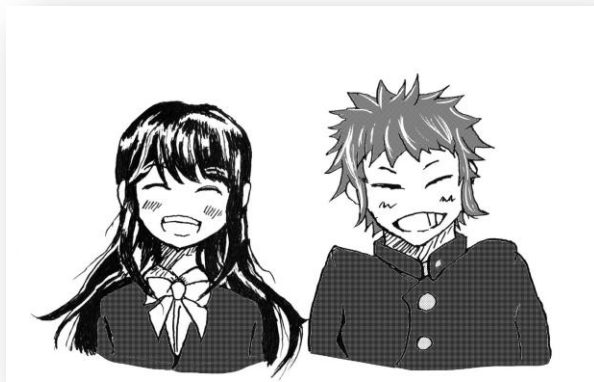
職 名	氏 名	期 間	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川和彦	平成 25 年 7 月 17 日～	弁護士
	伊藤かおる	平成 25 年 7 月 17 日～平成 27 年 7 月 16 日	産業カウンセラー
調査相談員	征矢野きみ子	平成 25 年 7 月 17 日～平成 27 年 3 月 31 日	
	山本加代子	平成 25 年 7 月 17 日～平成 27 年 3 月 31 日	
	小澤久美子	平成 25 年 7 月 17 日～平成 27 年 3 月 31 日	
	百瀬 綾	平成 25 年 7 月 17 日～平成 27 年 3 月 31 日	

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課育成担当

〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号 松本市役所東庁舎 2 階

電話：0263-34-3291





松本市子どもの権利擁護委員 「こころの鈴 活動報告書 2015」  
平成28年6月 発行

発行：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 2階

電話：0263-36-2505

FAX：0263-34-3183

メール：[kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp](mailto:kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp)

相談用電話：0120-200-195

